

仙台市公共施設 ZEB 化方針

令和 8 年 1 月 30 日 市長決裁

1 目的

ゼロカーボンシティの実現に向け、脱炭素型建築物の普及を図るため、本市公共施設に係る ZEB 化方針を定め、市役所自らが率先して取り組むことを目的とする。

2 基本的な考え方

国の財源活用を前提に、公共施設を新築（改築）または大規模改修する際に、ZEB 化を行う。

3 基本方針

(1) 新築（改築）

高断熱化や省エネ機器の導入などにより ZEB Ready 以上を目指すとともに、建築物の屋根等に太陽光発電設備を最大限導入し、エネルギー消費量の削減を図る。

特に以下の施設については、次に掲げる ZEB のランクを目指す。

①学校（校舎）・・・・・・・・・・『ZEB』

②市民利用施設等※・・・・Nearly ZEB

※市民利用施設等：市民センター、コミュニティセンター、児童館、保育所、消防施設

(2) 大規模改修

①学校（校舎）及び市民利用施設等

20 年目又は 40 年目の大規模改修時に ZEB Ready を目指す。

基本的には設備機器の更新等により省エネ化を図る。市民利用施設等の体育館や遊戯室といった大空間の居室にエアコンを追加導入する場合には、断熱改修を実施する。

②庁舎・その他の施設

施設の用途や規模に応じ ZEB Ready を目指して最大限の省エネ化を図る。

4 その他

(1) 本方針は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 大規模改修時に合わせて太陽光発電設備の積極的な導入について検討する。

(3) プラント施設（管理事務所等は除く）については適用しないが、本方針の考え方に基づき最大限の省エネ化を図るものとする。

(4) 本方針は、国の動向や技術革新等を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。